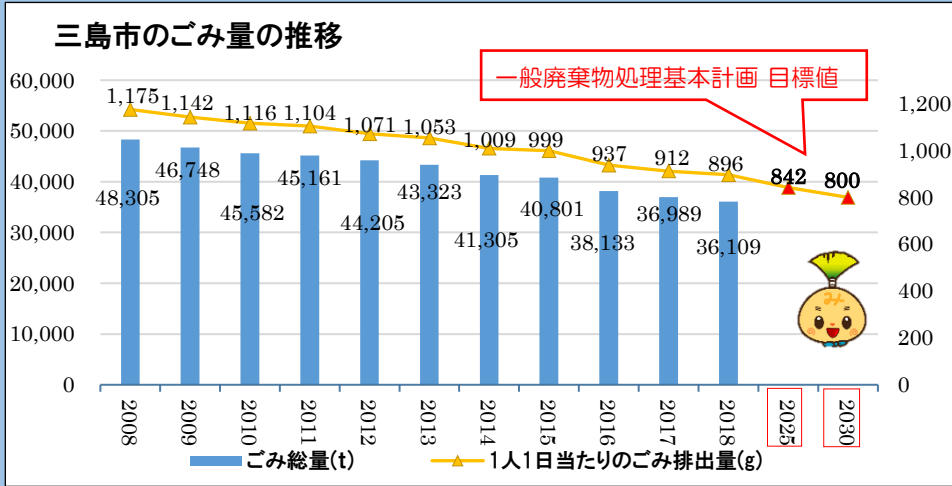


ごみ減量トレンド

三島市のごみ処理の状況はどうなっているのかな!?

★ごみの減量は…



市全体のごみ総量は、市民や事業者の皆さまのご理解とご協力により年々減少しています。

市民1人1日当たりのごみ排出量も年々減少し、平成29年度(2017年度)には国の平均を下回りました。

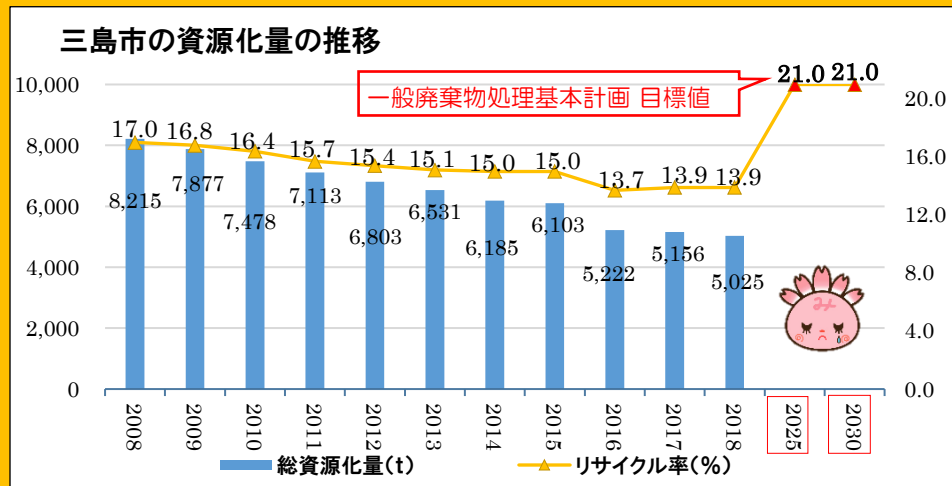
しかし、県内の人口10万人以上の10都市の中では、多い方から3番目であり、県平均よりも34gも多い状況です。

そのため、更なるごみの減量が必要です。

自治体名	人口(人)	ごみ排出量(g)
掛川市	117,878	637
藤枝市	146,190	668
磐田市	170,523	747
富士市	254,985	785
焼津市	140,189	804
沼津市	197,586	853
浜松市	807,199	873
三島市	111,095	912
富士宮市	133,789	917
静岡市	706,839	928
県平均		878
国平均		920

※ 静岡県内人口10万人以上の都市のみ抜粋
一般廃棄物処理実態調査(平成29年度調査結果)より

★ごみのリサイクルは…



※ リサイクル率=総資源化量(集団回収量を含む)÷総ごみ量(集団回収量を含む)

資源化量は年々減少し、それに伴い、リサイクル率も低下しています。これは、近年の情報通信技術の進展により、市民の皆さまの紙離れが加速したこと、市の収集に出さずに、スーパー等の店頭回収や古紙業者の拠点回収を利用するようになったこと等が主な要因と考えられます。

しかし、燃えるごみの中には、まだ多くのリサイクルできるごみが含まれていますので、それらを適正に分別し資源化することが必要です。

自治体名	人口(人)	リサイクル率(%)
沼津市	197,586	24.9
焼津市	140,189	22.5
浜松市	807,199	19.2
掛川市	117,878	19.2
富士宮市	133,789	18.9
藤枝市	146,190	17.8
磐田市	170,523	14.8
静岡市	706,839	14.2
三島市	111,095	13.9
富士市	254,985	12.9
県平均		18.1
国平均		20.2

※ 静岡県内人口10万人以上の都市のみ抜粋
一般廃棄物処理実態調査(平成29年度調査結果)より

ごみの減量や分別にご協力いただき、ありがとうございます。

ごみの減量とリサイクル率の向上 その方法とは!?

★ごみを減量するには…

右の表は、集積所に排出された燃えるごみの組成分析調査の結果ですが、**厨芥類（生ごみ）**が湿重量の約50%を占めています。そのため、ごみの減量には、**生ごみの減量が最も効果的**です。

★生ごみの減量方法

①生ごみの水切りを行う。

生ごみの約80%は水分と言われています。流し台や三角コーナーに溜まった生ごみの水切りを行うだけでも、ごみの減量に大変効果があります。



②生ごみを堆肥化する。

生ごみを「コンポスト」や「ぼかし容器」等で堆肥化すれば、ごみとして出さずに済み、衛生面でも効果的です。市では、それらの普及を図るため、無償で貸出を行っています。（詳しくは、清掃センターまでご連絡ください。）



③食品ロスを減らす。

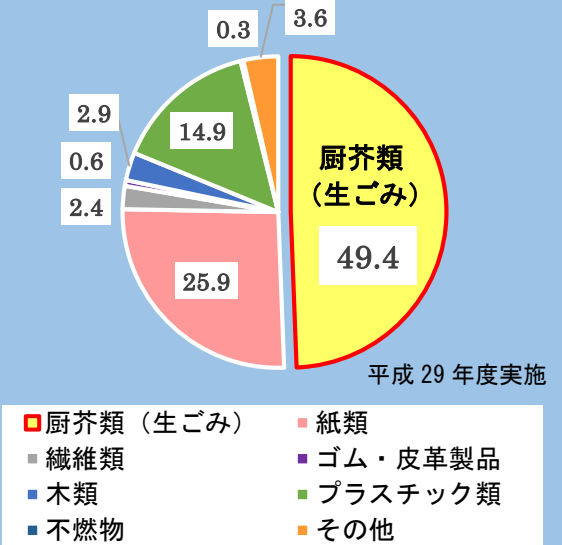
日本で1年間に排出される食品ロスは、約643万トン（平成28年度推計値 ※環境省HPより）と言われており、これは日本人全員が、毎日お茶碗約1杯分のご飯を捨てている量に匹敵します。食品ロスを減らせば、生ごみが減るだけでなく、家計への負担も減らすことができます。



<ご家庭で発生する主な食品ロス>

- ・料理の作りすぎ等による食品の食べ残し
- ・野菜の皮等（可食部分）の取り除きすぎ
- ・食品の買いすぎ等による賞味・消費期限切れ

燃えるごみの組成分析調査結果（湿重量%）



★リサイクル率を向上するには…

組成分析調査の結果を見ると、集積所に排出される燃えるごみの中には、紙類が湿重量で約26%含まれています。またこの内、リサイクルできる紙類は約14%（約2,900トン）含まれており、その中でも、**ミックス古紙が9.3%（約2,000トン）**含まれています。



★紙類(特にミックス古紙)を分別して出しましょう!

紙ひもで束ねる



新聞・広告

紙ひもで束ねる



雑誌・書籍

紙ひもで束ねる



段ボール

紙ひもで束ねる



牛乳等紙パック

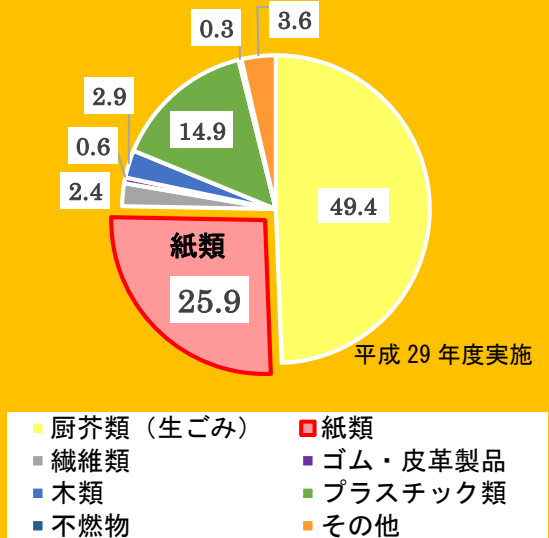


ミックス古紙

《ミックス古紙の出し方》

- ・紙袋に入れる
- ・紙箱に入れる
- ・新聞紙に包む
- ・透明なビニール袋に入れる

燃えるごみの組成分析調査結果（湿重量%）



紙類 25.9%の内訳

新聞・広告	2.7	牛乳等紙パック	0.3
雑誌・書籍	0.8	ミックス古紙	9.3
段ボール	0.8	合計	13.9
リサイクルできない紙（ティッシュ等）			12.0

資源ごみの集団回収を始めてみませんか？

現在、市内の10箇所の自治会や町内会では、古紙業者と直接契約を結び、市（委託業者）が収集していた時と同様に、集積所に出された古紙等を古紙業者に無料で収集していただいています（月2回）。

また、収集された古紙等は、資源物として古紙業者に買い取っていただき、売払い金を会の貴重な運営資金に充てています。



集団回収のメリット

自治会・町内会のメリット①

売払い金が入り、会の運営資金に充てることができます！

自治会・町内会のメリット②

さらに！市の集団回収報奨金制度を利用すれば、売払い金のほかに報償金も入ります！！

市のメリット①

集団回収が増えれば、その地域の収集が不要となるため、収集運搬コストの削減につながります。

市のメリット②

集団回収する自治会や町内会で、資源化に対する意識が高まり、燃えるごみの減量につながります。

集団回収を行っている寿町と大社町の実績をご紹介します。

◆寿町（平成30年4月から平成31年3月まで）

新聞	雑誌	ダンボール	牛乳等紙パック	ミックス古紙	合計
2,410 kg	1,270 kg	2,930 kg	0 kg	2,470 kg	9,080 kg
売払い金： 71,310円 報償金：62,910円（平成30年度申請分）					

◆大社町（平成30年4月から平成31年3月まで）

新聞	雑誌	ダンボール	牛乳等紙パック	ミックス古紙	アルミ缶	合計
17,120 kg	9,130 kg	7,570 kg	250 kg	5,240 kg	1,030 kg	40,340 kg
売払い金：368,950円 報償金：191,890円（平成30年度申請分）						



集団回収に興味がある自治会や町内会がございましたら、廃棄物対策課（電話：971-8993）までご連絡ください。

実施方法や注意点、契約までの流れなどをご説明し、実施までのお手伝いをさせていただきます。

※古紙業者等との契約、住民への周知活動、開始後の違反ごみ（時間外搬出等）の対応は、自治会や町内会で行っていただく必要があります。

ご存知ですか！？ ～少量排出事業者制度～



事業活動に伴うごみは、法律上、事業者自らの責任で適正に処理しなければなりません。

三島市では、小規模店舗等に配慮し、1回のごみ排出量（一般廃棄物に限る）が10kg以下であれば、事業者も地域の集積所にごみを排出することができます。しかし、この制度を利用する際は、ごみ集積所を管理する自治会長等の承諾を得た上で市に届出を行い、下図に示す黄色い少量排出事業者用指定ごみ袋を使用してごみを排出しなければなりません。

そして、この指定ごみ袋の売り上げは、市の収入となり、収集運搬費や焼却処分費などのごみ処理に必要な経費に充てることができます。

もし、この指定ごみ袋を使用しないで、事業活動に伴うごみを集積所に排出した場合、本来、事業者の方々が負担すべきごみ処理費用を、市民の皆さまの大切な税金で賄わなければならなくなります。

市では、事業者の方々に対し、通知文の発送や戸別訪問等を行い、制度を順守するようお願いしていますが、新たに開業した方々などは、本制度をご存知でない場合があります。

市民の皆さまにおかれましては、黄色い指定ごみ袋を使用しないで、集積所にごみを排出している事業者を見かけた場合は、恐れ入りますが、三島市清掃センターまでご連絡をお願いします。

※事業活動には、会社経営の工場や事業所だけでなく、個人経営の店舗等も含まれます。



お守りください！ ～清掃センターへの直接搬入ごみ～

集積所や拠点回収場所に出せない、ご家庭で出た粗大ごみ（燃えるごみ30cm超、燃えないごみ50cm超）や多量ごみ（20kg以上）などを、清掃センターに直接搬入し処分する場合は、以下のことをお守りください。



- ① **三島市の清掃センターで処分できるごみは、三島市内で発生したごみだけです。** 受付の際に、運転免許証等で住所を確認させていただきます。なお、他市町の袋に入れられたごみは、他市町で発生したごみと判断し、搬入をお断りさせていただきます。
- ② 原則、**排出者本人の搬入が必要となります。** 排出者本人が持ち込めず、車にも同乗できない場合は、排出者本人が三島市内に居住していることを証明できるもの（運転免許証や保険証等）及び排出者本人が持ち込むことが出来ないことを証明できるもの（医師の診断書等）を必ず受付で提示してください。それらが困難な場合は、恐れ入りますが、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に処理を依頼してください。市から許可を得ずに、事業として家庭ごみの収集運搬を行うことは法律で禁止されています。（詳しくは、清掃センターまでご連絡ください。）
- ③ 搬入の際は、必ず、各ご家庭に配布している「家庭ごみの分け方・出し方」に記載された分別方法に従い、**ごみを適正に分別して搬入してください。** 分別されていない場合は、他のお客さまのご迷惑になりますので、搬入をお断りする場合があります。
- ④ **ごみ処理手数料のお支払いが必要になります。**（100kgまで一律1,000円、100kgを超えた場合は、10kgごとに100円を加算）
- ⑤ 建築物や工作物を解体したもの等、施設の処理能力上、清掃センターでは受け入れできないごみもありますので、予めご了承ください。（詳しくは、清掃センターまでご連絡ください。）